

○いわき市水道企業職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱
平成20年3月28日いわき市水道局内訓第13号

改正

平成31年3月28日

令和4年9月26日

令和7年5月16日

いわき市水道企業職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 働きかけ（第5条—第12条）
- 第3章 不当要求行為等（第13条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、職員が働きかけ又は不当要求行為等を受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、組織として情報の共有化と適切な対応の徹底を図り、もって職員の公正な職務の執行の確保と事業運営の公平性及び透明性の向上を図り、市民の水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に対する信頼性の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。
- (2) 契約事務等 水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う工事の発注、物品の購入又は業務の委託に係る入札又は契約及びこれらに関連する事務をいう。
- (3) 要望等 職員に対して行われる管理者の権限に属する事務事業に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。
- (4) 働きかけ 職務に関し、職員に対して行われる契約事務等の公平、公正な執行を損なうおそれのある要望等をいう。ただし、公聴会その他の公式又は公開の場における要望等、陳情書又は要望書等の書面による要望等及び単なる照会又は資料請求等は、この限りでない。
- (5) 不当要求行為等 水道事業等に対するあらゆる行為であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為、威力を示す行為、困惑させる行為その他これらに類する社会常識を逸脱した手段（以下「不当な手段」という。）を用いて、職員に職権を行使すること又は行使しないことを要求する行為
 - イ 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
 - ウ 職員の職務遂行に支障をきたす長時間にわたる一方的な面談又は電話への応対を強要する行為
 - エ 乱暴な言動等により職員に心身の不安を抱かせる行為
 - オ 不当な手段を用いて、又は拒否されたにもかかわらず、機関紙誌の購読その他物品の

- 購入を要求し、又は寄附金若しくは賛助金の供与を要求する行為
- カ 職員に対し、不当な手段を用いてその職務上知り得た情報の提供を要求する行為
- キ 職員に対し、不当な手段を用いて許認可に関する作為又は不作為を要求する行為
- ク 職員に対し、不当な手段を用いて職員の任免等を要求する行為
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、管理者の権限に属する事務及び事業の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

(職員の基本姿勢)

第3条 職員は、法令を遵守し、何人に対しても公正、公平な姿勢で対応するものとする。

- 2 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、働きかけ及び不当要求行為等に対しては、厳正な態度で臨むものとする。

(課等の長の責務)

第4条 所属長は、常に所管する業務及び所属する職員に対する働きかけ及び不当要求行為等(以下「働きかけ等」という。)の把握に努めるとともに、働きかけ等が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、適切な指導監督を行い、働きかけ等に対し、組織的に対処しなければならない。

第2章 働きかけ

(働きかけの主体者の範囲)

第5条 この要綱において、働きかけの主体となる者は、職員に対して一定の地位等を有する者として、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人及び業界団体、政治団体その他の団体の役員及び使用人その他の従業者又は構成員並びにその依頼を受けた者
- (2) 議員(議員であった者並びに議員の秘書、親族及びその依頼を受けた者を含む。)
- (3) 行政機関の職員等(職員であった者を含む。)

(働きかけを受けた場合の対応)

第6条 職員は、働きかけと思料される要望等を受けたときは、当該要望等を行った者に対し、当該要望等については応じられない旨及び当該要望等の内容その他必要な事項を記録する旨を伝えなければならない。

- 2 職員は、働きかけと思料される要望等を受けたときは、単独で応対せず、可能な限り複数の職員で応対するなど、要望等の内容を正確に把握するための対応をとるよう努めるものとする。

(働きかけの記録等)

第7条 職員は、前条第1項に規定する働きかけと思料される要望等を受けたときは、直ちに当該要望等の内容その他必要な事項を働きかけ対応記録票(第1号様式)に記録し、課等の長に報告しなければならない。ただし、要望等の要件がその場で終了した場合において、改めて対応する必要がないときは、この限りでない。

- 2 職員は、前項の働きかけ対応記録票を作成するときは、事実に基づき、正確に記録しなければならない。

(働きかけの報告等)

第8条 前条第1項の規定により報告を受けた課等の長は、当該報告を行った職員に対し、必要な助言又は指示を行うとともに、働きかけ対応記録票の写しにより、総務課長に報告するものとする。

(働きかけの報告の処理等)

第9条 総務課長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が働きか

けに該当すると思料されるとき、又は働きかけへの該当の有無が判断できないときは、速やかに水道局長に報告するとともに、働きかけの対象となった契約事務等に関し、課等の長に対し、必要な助言又は指導を行うものとする。

- 2 総務課長は、前項の報告の内容がこの要綱に規定する働きかけに該当しないと認めるときは、課等の長に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、契約事務等に関し、助言を行うことができる。

（働きかけの判断及び管理者への報告等）

第10条 水道局長は、前条第1項に規定する報告を受けたときは、速やかに、その報告に係る要望等の働きかけへの該当の有無について判断するものとする。

- 2 水道局長は、前項の規定により働きかけに該当すると認めた場合において、契約事務等の公平、公正な執行を確保するために必要であると認めるときは、速やかに、管理者に対し、当該働きかけの内容を報告するものとする。
- 3 水道局長は、第1項の規定により働きかけに該当すると認めたときは、速やかに、課等の長等にその旨を通知するとともに、適切な対応を図るために必要な助言又は指導を行うものとする。
- 4 水道局長は、第1項の規定により働きかけに該当しないと認めたときは、課等の長にその旨を通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、契約事務等に関する助言を行うことができる。

（措置の実施）

第11条 管理者は、契約事務等の公平、公正な執行と事業運営の公平性及び透明性を確保する上で必要と認めるときは、次の各号に掲げる働きかけを行った者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 働きかけを行った者が職員以外のものであるとき 文書等による改善要請
- (2) 働きかけを行った者が職員であるとき 懲戒処分（事実上の処分を含む。）
- (3) 働きかけの目的により利益を得る特定の者が明らかである場合において、その者が入札参加有資格者（いわき市水道局契約規程（平成3年いわき市水道局管理規程第7号）第17条の規定による登録を受けた者をいう。）であるとき 指名停止措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、働きかけの事実の公表その他契約事務等の公平、公正な執行を確保する上で必要と認める措置

（建設業者選定委員会への報告）

第12条 管理者は、前条の規定により、働きかけの事実を公表しようとするときは、庁内における働きかけに関する情報の共有と適切な対応の徹底を図るため、あらかじめ、水道局長を通していわき市水道局建設業者選定委員会に報告するものとする。

第3章 不当要求行為等

（不当要求行為等に対する対処）

第13条 不当要求行為等に対しては、単独で応対せず、可能な限り複数の職員で応対するものとする。

- 2 職員は、不当要求行為等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに課等の長へ報告しなければならない。
- 3 課等の長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに水道局長に報告するものとする。
- 4 課等の長は、前項の場合において、当該報告の内容が緊急を要するもの又は必要であると認めるときは、総務課長に対し、いわき市職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱（以下「いわき市職員に対する働きかけ等に関する要綱」という。）第15条

第1項に規定する法令遵守推進員の派遣を要請することができる。

5 課等の長は、不当要求行為等に対しては、総務課、当該課等の事務室が置かれる庁舎について責任を有する者及び管轄する警察署その他の関係機関と連携を図りながら、適切に対応するものとする。

6 水道局長は、不当要求行為等への対応にあたっては、課等の長に対し、必要な助言又は指導を行うものとする。

(不当要求行為等に関する関係機関への報告)

第14条 課等の長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに不当要求行為等報告書(第2号様式)により、総務課長を経由して、水道局長に報告するものとする。この場合において、緊急その他やむを得ない事情があるときは、報告書に代えて口頭その他適切な方法により報告するものとする。

2 課等の長は、口頭その他適切な方法により報告をしたときは、速やかに不当要求行為等報告書を作成し、総務課長を経由して、水道局長へ報告するものとする。

3 課等の長は、前2項の規定により報告した不当要求行為等への対応の状況について、随時、総務課長を経由して、水道局長に報告するものとする。この場合において、報告の方法については、前2項の規定を準用する。

4 水道局長は、前3項の規定による報告を受けた場合において、同種の不当要求行為等の発生を未然に防止するために必要があると認めるときは、課等の長に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(法令遵守推進員の派遣の依頼)

第15条 総務課長は、第13条第4項の規定による要請を受けた場合において、不当要求行為等に適切に対応するために必要と認めるときは、いわき市職員に対する働きかけ等に関する要綱第15条第2項に規定する業務を行わせるため、いわき市総務部人事課長に対し、法令遵守推進員の派遣を依頼するものとする。

第4章 雑則

(運用状況の公表等)

第16条 管理者は、毎年1回、この要綱の運用状況について、公表するものとする。

2 働きかけ対応記録票及び不当要求行為等報告書は、いわき市情報公開条例(平成10年いわき市条例第1号)第2条第2号に規定する行政情報として、同条例に基づく開示請求の対象とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施し、同日以後に生じた働きかけ及び不当要求行為等(同日前から継続しているものを含む)について適用する。

第1号様式（第7条関係）

働きかけ対応記録票

発 生 日 時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
働きかけを受けた 職 員 の 氏 名 等	所属名 職 名 氏 名
方 法 及 び 場 所	☐ 面 談（場所： ） ☐ 電 話（場所： ） ☐ その他（ ）
働きかけの主体者 （氏名、連絡先等）	
働 き か け の 内 容	
対 応 し た 措 置	
処 理 の 結 果	
備 考	

年 月 日

水道局長 様

(所属長) 所属名
職名 氏名

発 生 状 況	発生日時	年 月 日 時 分頃			
	発生場所				
対 応 者	所属	職名		氏名	
	所属	職名		氏名	
	所属	職名		氏名	
相 手 方	住 所				
	氏 名 等		年齢	歳	
			性別	☐ 男	☐ 女
	勤務先又は組織等				
連 絡 先					
要 求 の 内 容					
対 応 結 果					
被害発生の有無	☐ 有 () ☐ 無				
警察等への届出の有無	☐ 有 (届出先：) (届出日時： 年 月 日： 時 分) ☐ 無				
所属長の意見					
そ の 他					

- 1 要求の内容には、相手方の要求、主張する内容のみを記載すること。
- 2 総務課長を経由して報告すること。